

【3月25日追加分】

・ P 6 5 健康保険法 3 2 課 3 問目

× 2 8 万円以上

○ 2 8 万円未満

・ P 8 4 国民年金法 1 課 (5) ⑤

× **全国市町村職員組合連合会**

○ **全国市町村職員共済組合連合会**

【法改正】 (参照：[日本年金機構HP](#))

・ 1 7 8 厚生年金保険法 7 課 (2) ⑥

(2) ⑥をカット

次の(1)及び(2)の両方の要件に該当する被保険者が、在職中に70歳に到達した場合は、日本年金機構において、厚生年金保険の資格喪失処理及び70歳以上被用者該当処理を行いますので、事業主からの70歳到達届の提出が不要(届出省略)となります。

(1) 70歳到達日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者。

(2) 70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

・ P 2 4 8 社会保険に関する一般常識 5 課 (1) 4 行目

× **7 4 歳未満**

○ **7 5 歳未満**

・ P 2 4 9 社会保険に関する一般常識 6 課 4 問目

× 市町村は、

○ 都道府県は、

【4月12日追加分】

【法改正】 (参照：[国民年金基金の合併について](#))

・ P 1 6 2 国民年金法 4 0 課 (1)

以下に差替え

(1) **全国国民年金基金**は、平成31年4月1日、都道府県ごとの地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併した法人である。

同課(2)

前 職能型基金は、・・・1つである。

後 職能型基金の大半は、全国国民年金基金に合併し、平成31年4月時点で残っているのは、歯科医師・司法書士・日本弁護士の3基金である。

同課 (3)

前 住所を有する地区の地域型基金

後 全国国民年金基金

・ P 1 6 3 国民年金法 4 0 課

1 問目カット

・ P 1 8 0 厚生年金保険法 8 課 (3)

× ただし、報酬月額変更届・・・である。

○ 上記の但し書きの文を削除

【4月21日追加分】

【法改正】 (参照：[65歳以後の在職老齢年金の計算方法](#))

・ P 2 0 0 厚生年金保険法 1 8 課 (3)

前 支払停止調整額 (46 万円)

後 支払停止調整額 (47 万円)

【5月11日追加分】

・ P 2 1 4 厚生年金保険法 2 5 課 (1)

× 昭和25年4月1日

○ 昭和25年4月2日

同課 (2)

× 昭和30年4月1日

○ 昭和30年4月2日

【5月17日追加分】

・ P 3 7 健康保険法 1 8 課 2 問目 下線の位置

× 日本年金機構

○ 届け出なければならない

・ P 6 5 健康保険法 3 2 課 3 問目

× 57,600 円

○ 18,000 円

・ P 7 6 健康保険法 3 8 課 (3) ・ (5) ・ (6)

× 被保険者手帳

○ 日雇特例被保険者手帳

・ P 8 5 国民年金法 1 課

× 全国市町村職員組合連合会

○ 全国市町村職員共済組合連合会

・ P 1 0 8 国民年金法 1 3 課

- × 保険納付済期間
- 保険料納付済期間
 - ・ P 1 2 2 国民年金法 2 0 課 (6)
- × 老齢年金
- 老齢基礎年金
 - ・ 1 2 4 国民年金 2 1 課 (3)
- × 繰上げ
- 繰下げ
 - ・ P 1 3 8 国民年金法 2 8 課 (1)
- × 直系尊属
- 直系血族
 - ・ P 1 6 6 厚生年金保険法 1 課 (4)
- × 保険料免除済期間
- 保険料免除期間

【6月9日追加分】

【法改正】

- ・ P 1 1 6 国民年金法 1 7 課 (1)
- 前 改定率 (H30=0.998)
- 後 改定率 (H31=0.999)

【法改正】

- ・ P 1 1 6 国民年金法 1 7 課 (1)
- 前 調整率 = [公的年金被保険者数×0.997]
- 後 調整率 = [公的年金被保険者数×0.998]
- ・ P 1 4 1 国民年金法 2 9 課 1 問目 3 行目
- × 年額 12,000 円の付加年金
 - 年額 12,000 円の付加年金
- ・ P 1 7 0 厚生年金保険法 3 課 4 問目 2 行目
- × 適用取消しの許可があったとき
 - 適用取消しの許可があったとき
- ・ P 1 7 6 厚生年金保険法 6 課
- (3) と (4) の間の **2 船員・坑内員の経過措置** を (5) と (6) の間に移動
- ・ P 2 0 0 厚生年金保険法 18 課 (1)②(b)
- × ただし、**老齢基礎年金・障害基礎年金**を除く。
 - ただし、**老齢基礎年金・付加年金・障害基礎年金**を除く。
- ・ P 2 2 4 厚生年金保険法 30 課 (4)③
- × **直系尊属**

○ 直系血族

【法改正】

・ P 2 4 6 社会保険に関する一般常識 4 課 (5)

前 ①基礎賦課額 (医療分) 58 万円

後 ①基礎賦課額 (医療分) 61 万円